

**ひなたぼっこ在宅介護サービス
指定居宅介護支援事業所運営規定**

(事業の目的)

第1条 当運営規定は株式会社マルワメディカルサービスが開設するひなたぼっこ在宅介護サービス（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、もって事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の運営)

第3条 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第2条第6号に規定する暴力団員及び東京都暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ひなたぼっこ在宅介護サービス
- (2) 所在地 東京都葛飾区東金町一丁目36番2号1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名(介護支援専門員と兼務)

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 4名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の提供を行う。

(営業日、営業時間等)

第6条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 「葛飾区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類は東京都モデル方式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は最低月1回とする。

(2) モニタリング結果記録は最低月1回を実施する。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 1000円

(2) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 2000円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、葛飾区、足立区の区域とする。その他の地域は要相談とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第 1 1 条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 1 2 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解をえるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底するものとする。

(2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施するものとする。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とするものとする。

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 4 条 事業所は、介護支援専門員の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年2回
- (3) 権利擁護に関する研修年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回
- (5) 介護予防に関する研修年1回
- (6) 感染症に関する研修年2回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所」は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保持するものとする。

- (1) 居宅サービス計画については当該居宅介護支援に係る契約が終了した日
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果、苦情の内容の記録、事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録については当該サービスを提供した日
- (3) 市区町村への通知に係る記録については当該通知の日

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社マルワメディカルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

【介護費用体系表】

地域区分：１級地

地域単価：１１．４０円

加算：特定事業所加算（Ⅱ）

別表１

基本部分	要介護度(単位数)	介護費用
(１) 居宅介護支援費（Ⅰ） 〈介護支援専門員一人あたりの取扱件数が４０件未満の場合〉	要介護 １・２ (１,０５７単位)	12,049 円
	要介護 ３・４・５ (１,３７３単位)	15,652 円
(２) 居宅介護支援費（Ⅱ） 〈介護支援専門員一人あたりの取扱件数が４０件以上６０件未満の場合〉	要介護 １・２ (５２９単位)	6,030 円
	要介護 ３・４・５ (６８６単位)	7,820 円
(３) 居宅介護支援費（Ⅲ） 〈介護支援専門員一人あたりの取扱件数が６０件以上の場合〉	要介護 １・２ (３１７単位)	3,613 円
	要介護 ３・４・５ (４１１単位)	4,685 円

別表２

加算項目	単位数	介護費用
(１) 初回加算	＋３００単位／月	3,420 円
(２) 特定事業所加算（Ⅰ）	＋５００単位／月	5,700 円
特定事業所加算（Ⅱ）	＋４００単位／月	4,560 円
特定事業所加算（Ⅲ）	＋３００単位／月	3,420 円
特定事業所加算（Ⅳ）	＋１２５単位／月	1,425 円
(３) 入院時情報連携加算（Ⅰ）	＋２００単位／月	2,280 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	＋１００単位／月	1,140 円
(４) 退院・退所加算（Ⅰ１）	＋４５０単位／月	5,130 円
退院・退所加算（Ⅰ２）	＋６００単位／月	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ１）	＋６００単位／月	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ２）	＋７５０単位／月	8,550 円
退院・退所加算（Ⅲ）	＋９００単位／月	10,260 円
(５) 小規模多機能型連携加算	＋３００単位／月	3,420 円
(６) 看護小規模多機能型連携加算	＋３００単位／月	3,420 円
(７) 緊急時カンファレンス加算	＋２００単位／月	2,280 円
(８) ターミナルケアマネジメント加算	＋４００単位／月	4,560 円

減算項目		減算比率・金額
(1) 運営基準減算	減算要件該当1ヶ月の場合	要介護度別介護費用×－50%
	減算要件に2ヶ月以上継続して該当する場合、2ヶ月目から要件を解消した月の前月まで	要介護度別介護費用×－100%
	利用者やその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、または居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務付ける。これらに違反した場合、契約月から当該状況が解消される月の前月まで	要介護度別介護費用×－50%
(2) 特定事業所 集中減算	判定期間内(6カ月)で居宅サービス計画に特定の法人が80%以上である場合	要介護度別介護費用－2,280円 (6ヶ月間)

※表の金額は、1回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。